

新監査公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成29年9月28日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫  
 同 宮 本 裕 将  
 同 渡 辺 有 子  
 同 加 藤 大 弥

監査結果等に基づく措置

平成29年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（平成29年6月30日新監査公表第2号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》                      予定価格の算出を誤った入札の執行について（江南区健康福祉課）</p> <p>本件は、新潟市立両川保育園等4園の園舎清掃業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る指名競争入札において、予定価格を誤ったまま入札を執行したものである。</p> <p>本件業務委託は、平成25年7月から平成28年6月までの3年間の長期継続契約後の新たな契約として、当初、履行期間を平成28年7月から平成31年6月までの3年間とし、平成28年6月15日に入札を執行する予定であったが、同契約について課内で検討した結果、委託先が業務を行うための十分な準備期間を確保するため、また一部の保育園を統合する計画の具体的な実施時期が未定であることに対応するため、履行期間を平成28年9月から平成29年6月までの10カ月間に変更し、平成28年7月1日に入札を執行することとした。</p> <p>当該入札における予定価格を算出するにあたり、本件では2者から徴取した参考見積を基に算出することとしたが、平成28年度分の7カ月分の金額を予定価格とするにあたり、10カ月分の参考見積額を12カ月分と誤認し、誤って低額に算出された。そしてそのまま入札は執行され、二度にわたる入札での入札価格は本来であれば落札となるどころ、いずれも予定価格を上回ることとなり、当該入札は不調となった。</p> <p>その後、不調となった原因について予定価格が誤っていたことが判明したことから、平成28年8月5日にあらためて入札を執行し、落札者を決定した。同者は当初の入札においても最低入札価格で入札しており、落札価格は当初の入札価格より低額だったことから、本来の落札額と実際の落札額との差額分の不利益を生じさせたといえる。</p> <p>契約事務の中でも入札における予定価格の決定は非常に重要な手続きであるが、本件では事前に課内で検討して履行期間を変更したにもかかわらず、予定価格を決定する過程において、関係職員は誰も誤りに気付かず、チェック体制が形骸化していたことは、予定価格の重要性に対する認識が希薄であったと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、本市の入札に対する信用に関わる予定価格の重要性をあらためて認識するとともに、不適切な事務処理が生じないよう形骸化しにくい組織的なチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>【合規性】</p>	<p>既に契約履行済みであり、遡っての是正は行わない。</p> <p>なお、当課職員に対し、入札事務を適正に執行するため関係法令等を確認するよう指導するとともに、原因を究明したうえで、右記の再発防止対策を実施することとした。</p> <p>（平成29年6月26日）</p>	<p>再発防止措置として、下記の事項を実施した。</p> <p>①コンプライアンス研修実施と合わせ、今回の事案発生の原因を当課全職員に周知を行い、入札における予定価格の重要性についての意識徹底を図った。</p> <p>②入札事務におけるチェックを確実にするため、契約事務の手引き等による手順の確認と課内におけるダブルチェックを徹底するとともに、入札案件ごとに江南区総務課が確認を行う仕組みを構築した。（業務委託チェックリストにより、江南区総務課の確認を受けることとした。）</p> <p>（平成29年6月26日～平成29年7月6日）</p>	江南区健康福祉課
	<p>既に契約履行済みであり、遡っての是正は行わない。</p>	<p>契約事務の適切な執行について、改めて掲示板で周知した。</p> <p>（平成29年8月25日）</p>	【制度所管部署】 財務部契約課

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》</p> <p>チェック体制が有効に機能しないことから、申請手数料の未徴収が発生したことを受けて、有効な再発防止策を求めるもの（江南区建設課）</p> <p>東区建設課における開発行為許可申請手数料の公金着服事案を受けて、同様の業務について実地監査を行った。</p> <p>本件は、「開発行為を受けない市街化調整区域内の土地における建築許可申請」（以下「建築許可申請」という。）を受理したが、土地の所有権における共有者及び抵当権者の同意書が添付されていなかったため、事務を保留とし、その後同意書が提出されたことから、許可書を交付した。しかし、申請書の手数料欄に金額の記入があったため、申請手数料6,900円が徴収されているものと誤認したことから、未徴収のままとなったものである。</p> <p>本件においては、建築許可申請の受理時に、新潟市手数料条例に基づき、速やかに手数料を徴収すべきであった。</p> <p>また、許可書を交付する際に手数料徴収の有無を確認しなかったため、未徴収となったものであるが、徴収の有無を明確に確認できるような体制が整備されていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>昨年の保健所における公金着服事案に続き、東区建設課において、2年続けて公金着服事案が発生したことは極めて憂慮すべき事態である。ダブルチェック等の再発防止が強調されながら、それらが形骸化していると言わざるを得ない。</p> <p>今後は、歳入徴収事務のチェック体制の重要性を十分に認識するとともに、不適切な事務処理が発生しないよう、納付書の連番管理、申請書等と収入済額との突合、担当者以外による定期的な確認など、未然防止のポイントを押しこめた組織的なチェック体制を再構築し、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>【法規性】</p>	<p>平成29年6月13日の総務部長通知及び会計管理者通知を受け、全ての手書き納付書に連番を付して使用することとした。</p> <p>第三者が見ても手数料徴収事務の進捗が明確に分かるように「進捗確認表」を作成した。</p> <p>（平成29年6月13日）</p> <p>【会計課】</p> <p>各区総務課や行政経営課と合同で、各区の建設課の平成24年度からの同種の業務における申請書と調定金額や収納金額・済通（原符）との突合を行った。</p> <p>会計課では財務会計データや都市計画課の決算資料等の突合を行った。</p> <p>【行政経営課】</p> <p>各区総務課や会計課と合同で、下記の事項を実施した。</p> <p>① 各区の建設課の平成24年度からの同種の業務における申請書と調定金額や収納金額・済通（原符）との突合</p> <p>② 手書き納付書の処理・保管について、連番が付られ欠番なく保管されているかの調査</p> <p>（平成29年6月21日～平成29年7月4日）</p>	<p>○業務の変更</p> <p>平成29年度当初より手数料の支払い方法が、手書き納付書を使用した窓口での現金納付から財務会計システムで作成した納付書を発行し指定金融機関で納付する方法に変更となり、調定書と許可書の決裁をまちづくり係で同時に決裁を行うため、今後の調定漏れは発生しない。</p> <p>○定期的な突合チェック</p> <p>申請書受付日→手数料の納付日→許可書受領日までの事務の流れを明確に管理するため、新たに作成した「進捗確認表」により、月末に申請書と領収書と調定書を突合せとともに課内で報告し、未納を防止している。</p> <p>（平成29年6月13日～）</p> <p>【会計課】</p> <p>○財務会計実務研修</p> <p>例年開催している財務会計実務研修において、本年度は新たに受講対象者に公金収納事務に係る職員を追加し、収入事務の基本と公金収納事務に関する留意点やチェックポイント等をフロー図で示しながら、公金収納事務の一連の流れの中での組織的なチェック体制の方法等を説明した。（江南区建設課職員4名出席）</p> <p>○会計検査（定時）の拡充</p> <p>対象所属の拡大や日常の収納業務が点検できる検査への工夫、検査結果公表の厳格化などチェック機能を拡充するとともに気づきの動機づけとする。</p> <p>○手書き用の納付書に連番を印刷</p> <p>手書き用の納入通知書（契約課発注の用品）に、連番を付して印刷し各所属が使用状況を把握できるようにする。（平成30年度から実施）</p> <p>（平成29年8月1日～平成30年3月31日）</p> <p>【行政経営課】</p> <p>○現金取扱業務に係る業務手順・チェック体制の点検</p> <p>当該事例が発生する直前に、現金を取り扱う業務を持つ所属に対し、現金取り扱い業務にかかる業務手順・チェック体制の点検を依頼していたところだったが、①収入原因行為と調定額、収入額を最終的に突合せせる手順を業務フローに入れること②各業務項目に担当者（役職名等）を明示し、責任の所在を明確化すること。以上2つの点検項目を当該事例の発生を受け急ぎ増やし、公金事故回避に向け業務手順の見直しを行い、あわせて現金取り扱い業務そのものについて廃止の検討を呼びかけた。</p> <p>○手書き用の納付書に連番を印刷</p> <p>手書き用の納入通知書（契約課発注の用品）に、連番を付して印刷し各所属が使用状況を把握できるようにする。（平成30年度から実施）</p> <p>（平成29年6月22日～）</p>	<p>江南区建設課</p> <p>【制度所管部署】</p> <p>会計課 総務部行政経営課</p>

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《意見》 農耕作業用自動車に対する軽自動車税の課税について（財務部市税事務所市民税課）</p> <p>トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、動力田植機等の農耕作業用自動車に専用装置があり、最高時速が35km未満のものは小型特殊自動車（以下「農耕作業用自動車」という。）となり、市税条例により申告書の届出が必要となることから、農業用機械に対する軽自動車税の課税状況を検証することとした。経営耕地面積が30a以上の規模の農業を行う者など対象に限られ全ての農業従業者を対象とするものではないが、農林業の実態を示す統計として農林業センサスがあることから、2015農林業センサスにおける農耕作業用自動車の所有台数を参考に新潟県内20市と比較した。</p> <p>農林業センサスにおける所有台数に比べ、農耕作業用自動車の軽自動車税課税台数の割合は全国平均62.3%に対し本市は81.8%と高く、県内20市と比較した場合においても上位に位置している。また、2010農林業センサス時の本市割合である66.6%よりも、上記割合は大幅に上昇していた。</p> <p>これは、過去に本来軽自動車税として課税すべき農耕作業用自動車を償却資産として誤って課税していたことなどを踏まえ、農機具取扱事業者等への協力依頼や、税理士会との連絡協議会で指導の依頼を現在も継続して実施していること、併せて、納税通知書同封チラシなどにおいて、農耕作業用自動車は軽自動車税の申告が必要な旨注意喚起をしていることの効果が見れていると見ることが出来る。</p> <p>今回の定期監査において、本来軽自動車税の申告が必要な農耕作業用自動車の購入経費を補助する制度で、軽自動車税の申告の有無について確認しないまま、補助金額を確定しているケースが見受けられた。</p> <p>今後は、農耕作業用自動車に限らず、本来税の申告が必要な機械器具等の購入などに対し、補助金が支出されているケースがないか検証したうえで、補助事業の所管課に働きかけるなど税部門として税の申告を促すよう努められたい。</p> <p>【有効性】</p>	<p>新潟市職員ポータルサイトの電子掲示板で、農耕作業用及びその他の小型特殊自動車、事業用資産等の購入経費に対して補助金等を支出している所管課を調査した。その結果を基に、該当する所管課に対し、補助を決定する際に税関係の申告が済んでいることを確認又は制度化してもらうよう依頼する。</p> <p>第1期定期監査において、江南区産業振興課で検出された補助事業（この件の発端となった事業）「新潟市がんばる農家支援事業」の所管課は農業政策課であり、「要綱の見直しも含め次回以降の監査における確認事項」とされた。農業政策課の検討内容として、「来年度に向けて、税申告の確認を行うことを追加した要綱改正を行う」ことを確認した。</p> <p>また、軽自動車税の受付窓口にチラシを設置することにより、市民に対し適切な申告を促す。</p> <p>（平成29年8月中旬～平成29年9月30日）</p>		<p>財務部市税事務所市民税課</p> <p>【制度所管部署】 財務部市税事務所市民税課</p>